



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL 06-4309-2315

事業主のみなさまへ

1 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

～新しい働き方・休み方を実践するために、年次有給休暇を上手に活用しましょう～

◆年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう！

年次有給休暇の計画的付与制度とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結する等により、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の取得率が高くなっており、労働基準法を遵守する観点からも年次有給休暇の計画的付与制度の導入は重要となります。

◆時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

年次有給休暇促進特設サイト 検索

詳しくは厚生労働省特設サイトへ → <https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

大阪労働局雇用環境・均等部指導課 電話：06-6941-8940 FAX：06-6949-6486

2 10月1日～7日は、全国労働衛生週間です。

〈全国労働衛生週間スローガン〉『目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場』

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で74回目になります。今年も、各事業所の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施します。◆今年度のスローガンは、働く上で基本となる健康の確保について、「ころ」と「からだ」の両面から対策を進めることで、誰もが快適で健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。◆誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

3 ◆大阪府最低賃金のお知らせ◆

令和5年10月1日から、時間額 **1,064円** に改正されました。

◎大阪府最低賃金は府内の事業場で働くパートやアルバイトなどを含むすべての労働者に適用され、府内の使用者は時間額1,064円以上の賃金を支払う必要があります。

◎また、特定の産業の労働者については、別に「特定(産業別)最低賃金」が定められています。

◎大阪府では、賃上げや就業環境整備を検討する
事業主に対し、種々の支援制度をご用意しています。

☆☆大阪府最低賃金に関する 問合せ先☆☆



詳しくは大阪労働局
ホームページを
ご覧ください。



大阪労働局 賃金課 TEL 06-6949-6502 または 最寄りの労働基準監督署へ